

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	健康管理及び保健事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

粕屋町は、健康管理及び保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福岡県粕屋町長

## 公表日

令和4年3月4日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理及び保健事業に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法、母子保健法、健康増進法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、疾病の発生の防止、早期発見による重症化の防止、療養後の健康指導などを行い、健康の保持増進を図る。</p> <p>予防接種法、母子保健法、健康増進法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う事務は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・予防接種の実施に係る事務</li><li>・予防接種を受けたことにより障害状態になった等健康被害救済の給付請求手続き</li><li>・予防接種を受けた者からの実費徴収に係る事務手続き</li><li>・予防接種に関する記録の作成と保存手続き</li><li>・新型インフルエンザの予防接種</li><li>・母子保健に係る保健指導の実施又は勧奨、新生児の訪問指導、健康診査の実施又は勧奨、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、母子健康手帳交付台帳の整備、妊産婦訪問指導又は勧奨、母子健康包括支援センターが行う事業</li><li>・低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導、養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給申請の受理、養育医療給付、支給の決定及び通知</li><li>・健康増進法に基づく健康増進事業として実施される健康診査等を受けようとする住民が事業の対象者であるか否かの確認及び事業実施に係る事務、検(健)診受診歴や結果等の管理</li></ul>
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、統合宛名連携サーバ、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル、母子保健ファイル、健康増進ファイル、宛名基本ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 番号法第9条第1項 別表第一の第10,30,49,59,76,93の2の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 別表第一省令第10,24,40,46,54条</p> <p>3 粕屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>&lt;情報照会事務&gt; 1 番号法第19条第8号 別表第二の第16の2,17,18,19,69の2,70,102の2,115の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 別表第二省令第12,13,39条</p> <p>&lt;情報提供事務&gt; 1 番号法第19条第8号 別表第二の第16の2,16の3,26,56の2,69の2,87,102の2,115の2の項 2 別表第二省令第12,19,30,44条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号 粕屋町役場 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号 粕屋町役場 住民福祉部 健康づくり課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ O ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月24日	I-4 ②法令上の根拠	—	<情報照会事務> 1 番号法第19条第7号 別表第二の「第16の2」項の追加	事後	番号法及び主務省令が改正されたため
平成29年7月24日	I-4 ②法令上の根拠	—	<情報照会事務> 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 別表第二省令「第12条」の追加	事後	番号法及び主務省令が改正されたため
令和1年6月28日	I-5 ②所属長	健康づくり課長 中小原 浩臣	健康づくり課長	事後	様式変更
令和1年6月28日	II しきい値判断項目	平成27年12月14日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	新設	事後	様式変更
令和2年5月27日	I-1 ②事務の概要	・母子保健に係る保健指導、新生児訪問指導、健康診査、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、母子健康手帳交付台帳の整備、妊産婦訪問指導	・母子保健に係る保健指導の実施又は勧奨、新生児の訪問指導、健康診査の実施又は勧奨、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、母子健康手帳交付台帳の整備、妊産婦訪問指導又は勧奨、母子健康包括支援センターが行う事業	事前	母子保健法が改正されたため
令和2年5月27日	I-4 ②法令上の根拠	—	<情報照会事務> 1 番号法第19条第7号 別表第二の「69の2」の項の追加	事前	母子保健法が改正されたため
令和2年5月27日	I-4 ②法令上の根拠	—	<情報提供事務> 1 番号法第19条第7号 別表第二の「69の2」の項の追加	事前	母子保健法が改正されたため
令和3年3月12日	I-1 ②事務の概要	—	・新型インフルエンザの予防接種追加	事前	予防接種法関連の特定個人情報ファイルが必要であるため
令和3年3月12日	I-3 法令上の根拠	—	1 別表第1項93の2の追加	事前	予防接種法関連の特定個人情報ファイルが必要であるため
令和3年3月12日	I-4 ②法令上の根拠	—	<情報照会事務> 1 別表第2項番115の2の追加	事前	予防接種法関連の特定個人情報ファイルが必要であるため
令和3年3月12日	I-4 ②法令上の根拠	—	<情報提供事務> 1 別表第2項番115の2の追加	事前	予防接種法関連の特定個人情報ファイルが必要であるため
令和4年2月25日	I-4 ②法令上の根拠	<情報照会事務> 1 番号法第19条第7号 別表第二の第16の2,17,18,19,69の2,70,115の2の項(略)	<情報照会事務> 1 番号法第19条第8号 別表第二の第16の2,17,18,19,69の2,70,102の2,115の2の項	事前	番号法改正による番号の整理及び追記
令和4年2月25日	I-4 ②法令上の根拠	<情報提供事務> 1 番号法第19条第7号 別表第二の第16の2,16の3,26,56の2,69の2,87,115の2の項(略)	<情報提供事務> 1 番号法第19条第8号 別表第二の第16の2,16の3,26,56の2,69の2,87,102の2,115の2の項	事前	番号法改正による番号の整理及び追記